

考の結果、最終的に(株)佐久間を本事業の候補者(受託候補者)として決定しました。同社は、既に千葉県下6市の自治体のプラスチック製容器包装の中間処理を行っている会社です。今回、同社が施設建設予定地として確保した場所が、小山ヶ丘2丁目2番6及び2番13であり、相原・小山地区画整理事業地内の町田グラウンドタウン業務ゾーン・生産業務A地区です(図5参照)。

**4 施設の環境対策**

**大気保全・臭気対策**  
家庭から排出されるプラスチック製容器包装は、付着物を除いて排出するのがルールになりますので、基本的に臭気は発生しません。一部、食品の残さなどが付着したままのプラスチック製容器包装が混入していることも想定されますので、臭気の漏れを防ぐために、不適物を取り除く手選別ラインを作業室として区切り、その室内を集中的に脱臭し、施設内の臭気、粉塵は、活性炭脱臭機や集塵機をとおして屋外に排出されます。

**騒音対策**

計画地は、準工業地域に指定されています。その騒音規制値は昼間60デシベルですが、隣接境界上で56デシベルに抑えるように計画されています。

**排水対策**

プラスチック製容器包装を洗浄することはありません。排水は、作業による施設内の清潔を保つため、機械に付着した食品残さなどを洗い流すだけであり、汚濁度の低いものとなります。このような洗浄水は、ごみを取り除いて公共下水道に排水されます。

**振動**

プレス機の動きは非常に緩やかなものであるため、周囲に影響するような振動は発生しません。

施設の前面道路を多摩境駅側から尾根幹線方向に向かう一方通行で使用するため、右折による進入・退出の渋滞は発生しません。また施設に搬入する車両台数は、1日あたり延べで約40台、施設からペールを搬出する車両台数は、1日あたり4〜5台を想定していますので、ほとんど影響はないものと考えています。

**5 事業の進捗状況について**

2005年9月28日に、受託候補者である(株)佐久間が、早期周知を目的とした「町田市住みよい街づくり条例」に基づく説明会を開催しましたが、条例に基づく関係住民等への周知範囲が、施設建設予定地から50メートル以内を有する者になることや、市が出席しなかったことを理由に不成立に終わりました。この説明会は、同条例に基づく説明会のため、(株)佐久間が先行して開催したものです。その後、市では、小山連合町内会からの要請を受け、10月23日に市主催の説明会を開催しました。八王子市民を含めて1000人以上の参加者がありました。また、市への不満や抗議の声で、残念ながら説明をさせていただきませんでした。

また、11月19日には、小山地区の方を対象に市主催の説明会を開催しました。他市の方を含めて、約1200人の参加者がありました。市からの事前説明がなかったことへの不満や建設予定地が小山ヶ丘になった理由、周辺環境への環境汚染の心配等のご意見を多くいただきました。

今後、八王子市民の方への説明を含めて、皆さんにこの事業の必要性をご理解していただくために、市としても積極的に説明会を開催していく予定です。

**6 Q&A**

**Q 中間処理施設で圧縮・梱包されたプラスチックは、どのように資源化されるのか。**  
A 容器包装リサイクル法に基づく資源化は、次の5つの方法があります。どの方法によるかは、関係事業者が設立した(財)容器包装リサイクル協会が毎年入札を行い、引き渡し事業者が決定されます。

**Q プラスチック原料化**  
プラスチック製品の原料として生まれ変わります。

**Q 液化して、化学工業等の原料**  
たは燃料として利用されます。

**Q ガス化**  
水素及び一酸化炭素のガスにして、化学工業等の原料または燃料として利用されます。

**Q 高炉原料化**  
製鉄所で鉄鉱石を溶かして鉄にする際の還元剤として、コークスの代わりに利用されます。

**Q コークス炉化学原料化**  
コークス炉において、水素及びメタン、炭化水素油、コークス等を回収して、鉄鋼製造の原料や燃料として利用されます。

**Q 小山ヶ丘の中間処理施設では、1日どれくらいの量が処理されるのか。**  
A 1日当たり約20トンを予定しています。

**Q プラスチック製容器包装以外のもの(不適物)は、どのように処理されるのか。**  
A 手作業で選別した不適物は、種類ごとに分別され、リサイクル文化センターに運ばれ、適正に処理されます。

**Q なぜ、市からの説明が遅れたのか。**  
A 市の用地ではなく、民間事業者の施設を活用する公募方式で計画した場合には、通常、民間事業者の説明が先行する形になります。しかし、市から委託を受ける

ことを前提とした施設になりますので、市の方からも十分な説明をさせていただきます。

**Q なぜ、小山ヶ丘2丁目の場所になったのか。市が斡旋したのか。**  
A 用地の確保を含めて委託事業者を公募した結果、受託候補者に決定した事業者が計画した場所が小山ヶ丘2丁目でした。したがって、市がその用地を斡旋したということではありません。

**Q 小山ヶ丘2丁目は、このような施設を建設する場所として適地なのか。**  
A 都市計画法上では、このような施設は、準工業地域または工業地域以外の場所には設置できません。今回、市の公募による事業者の要件として、町田市内において準工業地域または工業地域のいずれかに、この中間処理業務を行う施設が整備されていること若しくは整備できることを条件としていますので、適地でないといえませんが、

**Q 他の市町村では、どうしているのか。**  
A 全国では、約1300の市町村がプラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に基づいて資源化しており、そのための多くの施設が稼働しています。

**Q 杉並病と同じような健康被害の発生が心配です。**  
A いわゆる杉並病は、東京都の不燃ごみ中継基地である杉並中継所周辺住民の方が健康不調や異臭の発生を訴えたものです。この施設は不燃ごみの中継基地のため、色々なごみが混入した施設です。

**Q これらの物質の測定結果を見ると、例えば、ベンゼンに限らず、その他の物質についても、杉並中継所周辺や長野市清掃センター周辺だけに特有のものではないことがわかります。**

小山ヶ丘に建設予定の施設が、周辺環境に影響を及ぼすとは考えられません。

なお、現在の杉並中継所は、一部、施設の改善もを行い、周辺環境に影響を及ぼしていることはありません。

下の表は、いわゆる杉並病で話題になった不燃ごみの中継基地「杉並中継所」での環境調査結果と、すでに稼働している長野市の容器包装プラスチック類の圧縮・保管施設(本市で計画しているものと同様の施設)での調査結果、さらには、環境省で取りまとめた全国調査結果などを比較しやすいようにひとつの表にまとめたものです。

環境省の調査は全国数百箇所で実施されていますが、例えば、表の上段のベンゼンについては約450か所で測定されています。そのうち、今回の予定地に地理的に最も近いと思われる八王子市の片倉町での調査結果を見ると、全国平均とほぼ同等の結果となっていますが、すでに容器包装リサイクル法に基づく施設が稼働している長野市の清掃施設センター周辺の測定結果と比較すると、むしろ長野市の方が若干低い結果になっています。

この環境省の調査は、大気汚染防止法に基づき地方公共団体が実施している有害大気汚染物質の大気環境モニタリングについて、環境省の調査結果と併せてまとめたものです。調査は、19物質を対象としていますが、大気中の濃度は概ね横ばいか又は改善傾向にあります。

これらの物質の測定結果を見ると、例えば、ベンゼンに限らず、その他の物質についても、杉並中継所周辺や長野市清掃センター周辺だけに特有のものではないことがわかります。

環境省の調査結果と環境省取りまとめ大気環境全国調査結果との比較

項目	杉並区 平成16年度環境モニタリング調査結果 (排気塔・換気塔、周辺4地点、対照2地点) (平成17年2月)												長野市清掃センター 平成16年度周辺大気環境測定調査結果 (平成16年11月と17年2月調査結果の平均値)			環境省取りまとめ 平成16年度大気環境モニタリング全国調査結果		環境基準 (注2)	環境省指針値 (注3)
	排気塔系脱臭塔入口	排気塔	コンテナストックヤード系活性炭前1	コンテナストックヤード系活性炭前2	換気塔	規制基準 (注1)	周辺東	周辺西	周辺南	周辺北	杉並第十小学校	高井戸第二小学校	大豆島老人憩いの家 (施設東330%)	サンマリンながの北側 (施設西310%)	松岡第2公園 (施設北270%)	平成16年度全国平均	平成16年度八王子市片倉町		
1 ベンゼン	2.3	<0.4	1.4	1.5	<0.4	100,000	1.0	1.3	0.9	1.2	1.0	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	1.9	3	-
2 ジクロロメタン	38	49	6.4	4.8	1.8	200,000	1.5	1.5	1.5	1.6	1.0	1.3	2.0	1.3	1.4	2.6	3.1	150	-
3 トリクロロエチレン	0.8	<0.6	0.7	0.8	<0.6	300,000	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	0.7	0.7	0.9	1.0	1.3	0.93	1.4	200	-
4 テトラクロロエチレン	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	300,000	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.2	<0.2	<0.2	0.38	0.50	200	-
5 アクリロニトリル	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	-	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.1	<0.1	<0.1	0.11	0.0038	-	2
6 塩化ビニルモノマー	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	100,000	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.03	<0.03	<0.03	0.083	0.078	-	10
7 クロロホルム	0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	200,000	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	0.10	0.09	0.09	0.26	0.17	-	-
8 1,2-ジクロロエタン	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	200,000	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.06	0.06	0.06	0.15	0.17	-	-
9 1,3-ブタジエン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	-	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.17	0.15	0.17	0.26	0.30	-	-
10 トルエン	170	2.8	99	54	2.6	200,000	8.3	9.6	6.0	7.3	5.5	7.9	5	5	6	-	-	-	260
11 キシレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	870
12 エチルベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	3,800
13 スチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	<1	2	-	-	-	220
14 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.03	<0.03	<0.03	-	-	-	120
15 アセトアルデヒド	31	3	10	7	3	-	<2	<2	<2	<2	<2	<2	3.3	2.8	2.7	2.9	3.1	-	48
16 ホルムアルデヒド	4.3	<0.9	2.9	2.9	1.4	70,000	1.6	1.6	1.4	1.6	1.9	1.6	7	2.4	3.7	3.2	2.9	-	100
17 トルエンジソシアネート	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	-	-
18 酸化エチレン	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	90,000	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.07	0.07	0.06	0.10	0.053	-	-

杉並中継所及び長野市清掃センター周辺大気環境調査結果と環境省取りまとめ大気環境全国調査結果との比較 単位: µg/m<sup>3</sup>(N)

注1 規制基準 東京都環境確保条例に基づく排出口の基準(mgをµgに換算)

注2 環境基準 環境基本法により、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

注3 環境省指針値 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。なお、印の数値は室内空気中化学物質の室内濃度指針値です。

注4 表中の記号「<」は、その値「未満」を表します。

\*出典 杉並区及び長野市ホームページより